

パブリック・コメント手続き（意見公募）

水道法に基づく水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるための「会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」制定（案）について

意見公募期間

平成 24 年 12 月 28 日（金）～ 平成 25 年 1 月 28 日（月）

お問い合わせ先： 上下水道課  
電話 0242-56-3951

会津美里町

## ◆ 会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定（案）について

### I 制定する条例

会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

### II 条例制定の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権推進一括法）により、水道法第12条及び第19条が改正されました。

これまで政令で定めることとされていた水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、それぞれ政令で定める基準を参酌して町の条例に定めることとされました。

このことから、会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を新たに定めるためものです。

### III 会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案の考え方

水道法第12条における水道の布設工事の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに第19条第3項における水道技術管理者の資格基準について、水道法施行令等を基に、水道の布設工事及び水道の管理上必要とされる配置基準及び資格基準について、次のとおり定めます。

#### 1. 布設工事監督者を配置する工事の基準を次の様な内容で定めます。

- (1) 水道施設の新設工事
- (2) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事とすること。
- (3) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事とすること。

○「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設で、当該水道事業者の管理に属するものをいいます。

- 「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設又は改造の工事をいいます。
- 「新設」とは、水道事業者の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置することをいいます。
- 既にあるこれらの水道施設の何れかについて、さらに種類又は数量を増加することを「増設」といい、既にある水道施設の機能の低下を防止、修復し、又は改善、向上させることを「改造」といいます。

## 2. 布設工事監督者の資格の基準を次の様な内容で定めます。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。
- (8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試

験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする事。

### 3. 水道技術管理者の資格の基準を次の様な内容で定めます。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者とする事。
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする事。
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする事。
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする事。
- (5) 外国の学校において、前条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする事。
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とする事。

## IV 施行予定日

平成25年4月1日